

法学部生各位

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ等の感染症に罹患した場合の対応について

感染症（※）に罹患した場合は、法学部事務所まで申請フォームより報告してください。また、欠席した期間の取り扱いについて成績評価において不利にならないよう、当該科目の担当教員に配慮をお願いすることができます。欠席配慮の手続きは下記の通りとしますが、欠席の取扱いの最終的な判断は、担当教員の判断によりますので注意してください。

※該当する感染症一覧は[こちら](#)をご確認ください。

記

【罹患した場合の報告について】

以下申請フォームに入力し、法学部事務所に対してご報告をお願いいたします。療養期間中は保健所等の指示に従い療養に努めてください。記入いただいた連絡先にご連絡させていただく場合がございますので、連絡のつくよう安静にお過ごしください。

※学生部等（部活で感染、寮で感染の場合など）宛に報告を指示される場合があります。その際には、その指示に従ってください。

<https://my.waseda.jp/application/detail/application-detail?communityContentLinkId=487729293>

【罹患した場合の受講停止について】

	罹患患者
オンライン授業	受講停止は求めない（※1）
対面授業	出席停止

※1

無症状あるいは軽症等のケースが多くみられることから、学校保健安全法に定める出席停止期間中でも、リアルタイム配信授業およびオンデマンド授業を受講停止は求めないものとする。ただし、症状が重篤であるなどを理由に欠席配慮を希望する場合は法学部事務所まで相談してください。

【欠席配慮の手続き】

学生	法学部事務所	学生	担当教員
快復（健康観察期間終了）後、「 感染症罹患による欠席届 」を法学部事務所に提出してください。	内容を確認の上、押印します。	押印された欠席届を担当教員に渡し、配慮依頼を行ってください。	

・欠席の取扱いの最終的な判断は、担当教員の判断によりますので注意してください。

・医療機関の業務逼迫等の影響で、証明書を用意できない場合は法学部事務所まで相談してください。

ご参考：[学生が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の対応について](#)

以上
法学部事務所